

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社トーモク		コード	3946
提出日	2026/6/5	異動(予定)日	2026/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	下中 美都	社外取締役	○															○		有
2	小柳 恒志	社外取締役	○															○		有
3	野口 瑞穂	社外取締役	○															○	新任	有
4	八木 茂樹	社外監査役	○															○		有
5	北出 加代子	社外監査役	○															○		有
6	篠木 良枝	社外監査役	○															○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項ありません。	同氏は、出版業界の企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営全般に対し客観的・中立的な立場から、多面的な視点や有益な発言を取締役会でしており、持続的な企業価値の向上、当社の経営体制のさらなる強化が期待できると判断しております。また、同氏は当社の定める「独立社外役員選任基準」及び東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項ありません。	同氏は、金融機関での経験を通じて培った実務及び経営における豊富な経験、高い知識から幅広い見識を有しております。当社においても経営施策の策定や推進に積極的な意見や適切な発言を行っており、更なる企業価値向上を図ることができると判断しております。また、同氏は当社の定める「独立社外役員選任基準」及び東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当事項ありません。	同氏は、出版販売会社で事業戦略・図書館事業・商品開発部長を経験した後、取締役文具雑貨商品本部長、株学研スタイルの代表取締役社長として会社経営にかかわってまいりました。同氏は書籍・文具の流通についての経営全般にわたる豊富な知識と経験を持ち、マーケットの情報力や環境等の視点からも、当社のガバナンス体制の強化に向けて有益な意見や指摘をいただけるものと判断しております。また、同氏は当社の定める「独立社外役員選任基準」及び東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項ありません。	同氏は、公認会計士としての豊富な経験と経営コンサルタントとしての幅広い見識を有し、2014年より当社の社外監査役を務め、当社の経営に対して客観的・専門的な立場から助言・提言をいただいております。今後も、財務・会計及び経営に対する監視と多角的な視点から有効なアドバイスをいただけるものと判断しております。また、同氏は当社の定める「独立社外役員選任基準」及び東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	該当事項ありません。	同氏は、過去に会社経営の経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識から、幅広い見識を有しております。同氏は今後も当社の企業統治の一層の強化や法的な視点など多角的な観点から、客観的・中立的な立場で経営に対する有益な意見や指摘をいただけるものと判断しております。また、同氏は当社の定める「独立社外役員選任基準」及び東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
6	該当事項ありません。	同氏は、過去に会社経営の経験はありませんが、公認会計士として会計、監査に携わった豊富な経験から財務・会計に関する知見を有しております。また同氏は上場準備会社の常勤監査等委員や上場会社の社外監査役の経験を有し、上場会社のガバナンスについて社外からの視点も有しております。このことから、当社においても客観的な視点から経営に対する有益な意見や指摘をいただけるものと判断しております。また、同氏は当社の定める「独立社外役員選任基準」及び東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご注意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。